

**I P通信網サービス契約約款の一部改正**  
**新旧対照**

旧		新	
(用語の定義)		(用語の定義)	
第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1 ～ 14	(略)	1 ～ 14	(略)
15 利用回線	<p>(1) 電話サービス契約約款に規定する電話サービス（加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るものに限ります。）の契約者回線又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する第1種総合ディジタル通信サービス若しくは第2種総合ディジタル通信サービスの契約者回線であって、I P通信網契約に係るもの</p> <p>(2) この約款に規定するメニュー1、メニュー4又はメニュー5（メニュー5-1の10Gb/sのもの及びメニュー5-2の10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線（メニュー1又はメニュー4の利用回線型サービスに係る電気通信回線を含みます。）であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの</p> <p>(3) (略)</p>	15 利用回線	<p>(1) 総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する第1種総合ディジタル通信サービス若しくは第2種総合ディジタル通信サービスの契約者回線であって、I P通信網契約に係るもの</p> <p>(2) この約款に規定するメニュー1若しくはメニュー5（メニュー5-1の10Gb/sのもの及びメニュー5-2の10Gb/sのものを除きます。）又は当社が別に定める電気通信サービスに係る契約者回線（メニュー1又は当社が別に定める電気通信サービスの利用回線型サービスに係る電気通信回線を含みます。）であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの</p> <p>(3) (略)</p>
16 ～ 26	(略)	16 ～ 26	(略)
27 加入電話等契約者	<p>(1) 加入電話契約者若しくは臨時加入電話契約者、総合ディジタル通信サービスに係る第1種契約者、臨時第1種契約者、第2種契約者又は臨時第2種契約者</p> <p>(2) 15欄の(2)に係るI P通信網契約者</p> <p>(3) メニュー5-4に係るI P通信網サービスの利用回線となるメニュー5に係るI P通信網契約者</p>	27 加入電話等契約者	<p>(1) 総合ディジタル通信サービスに係る第1種契約者、臨時第1種契約者、第2種契約者又は臨時第2種契約者</p> <p>(2) 15欄の(2)に係るI P通信網契約者</p> <p>(3) メニュー5-4に係るI P通信網サービスの利用回線となるメニュー5に係るI P通信網契約者</p>
28 加入電話等に関する権利	<p>(1) 電話加入権、総合ディジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約に基づいて総合ディジタル通信サービスの提供を受ける権利</p> <p>(2) 15欄の(2)に係るI P通信網サービス利用権（I P通信網契約者がI P通信網契約に基づいてI P通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）</p>	28 加入電話等に関する権利	<p>(1) 総合ディジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約に基づいて総合ディジタル通信サービスの提供を受ける権利</p> <p>(2) 15欄の(2)に係るI P通信網サービス利用権（I P通信網契約者がI P通信網契約に基づいてI P通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）</p>

新旧対照

旧		新	
	(3) メニュー5-4に係るIP通信網サービスの利用回線となるメニュー5に係るIP通信網サービス利用権		(3) メニュー5-4に係るIP通信網サービスの利用回線となるメニュー5に係るIP通信網サービス利用権
28の2 (略)	(略)	28の2 (略)	(略)
29 (略)	(略)	29 (略)	(略)

(契約申込の方法等)

第12条 IP通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) IP通信網サービスの品目又は細目
  - (2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号
  - (3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所
  - (4) その他申込みの内容を特定するための事項
- 2 前項の規定にかかわらず、メニュー1、メニュー4及び回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るIP通信網契約は新たに申込むことができません。

(契約者回線の移転)

第17条 契約者回線型サービスについて、IP通信網契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

ただし、メニュー4に係るIP通信網契約については、この限りでありません。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

(当社が行うIP通信網契約の解除)

第24条 当社は、次の場合には、そのIP通信網サービスの契約を解除することがあります。

- (1) 第34条（利用停止）の規定によりIP通信網サービスの利用を停止されたIP通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。）を行うことができないとき。

- 2 ~ (略)
- 4

(契約申込の方法等)

第12条 IP通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) IP通信網サービスの品目又は細目
  - (2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号
  - (3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所
  - (4) その他申込みの内容を特定するための事項
- 2 前項の規定にかかわらず、メニュー1及び回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るIP通信網契約は新たに申込むことができません。

(契約者回線の移転)

第17条 契約者回線型サービスについて、IP通信網契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

(当社が行うIP通信網契約の解除)

第24条 当社は、第34条（利用停止）の規定によりIP通信網サービスの利用を停止されたIP通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのIP通信網契約を解除することができます。

- 2 ~ (略)
- 4

## 新旧対照

旧	新
<p>(注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。</p> <p>(1) ～ (略) (4) (5) メニュー1及びメニュー4に係る利用回線について、移転があったとき。</p> <p>(注2) (略) (注3) (略)</p>	<p>(注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。</p> <p>(1) ～ (略) (4) (5) メニュー1に係る利用回線について、移転があったとき。</p> <p>(注2) (略) (注3) (略)</p>
<p><b>(利用中止)</b></p> <p><b>第33条</b> 当社は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) 利用回線型サービスについて、利用回線に係る電話サービス、総合ディジタル通信サービス又はIP通信網サービスの利用中止を行ったとき。 (4) (略) (5) <u>当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りでありません。</p> <p>(1) (略) (2) 本条第1項第3号、第4号及び第5号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめIP通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。</p>	<p><b>(利用中止)</b></p> <p><b>第33条</b> 当社は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) 利用回線型サービスについて、利用回線に係る総合ディジタル通信サービス又はIP通信網サービスの利用中止を行ったとき。 (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りでありません。</p> <p>(1) (略) (2) 本条第1項第3号及び第4号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめIP通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。</p>
<p><b>(通信利用の制限等)</b></p> <p><b>第36条</b> 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <p>（略）</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>(通信利用の制限等)</b></p> <p><b>第36条</b> 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <p>（略）</p> <p>2 (略)</p>

## 新旧対照

旧	新												
<p>3 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款、総合ディジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができます。</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る総合ディジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができます。</p> <p>4 (略)</p>												
<p><b>料金表</b></p> <p>通則 (略)</p> <p><b>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</b></p> <p><b>第1類 IP通信網サービスに関する利用料金</b></p> <p>第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) IP通信網サービス区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (略)</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信等により利用可能なもの) (ア) ～ (略) (キ) (ク) メニュー2に係る通信は、契約者回線等（メニュー1、メニュー4及びメニュー5に係るものに限ります。）からの着信（着信者識別符号（メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用したものとします。）により行うことができるものに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。</p> <p>（注） (略)</p> <p>（ケ） ～ (略)</p> </td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)	(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (略)</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信等により利用可能なもの) (ア) ～ (略) (キ) (ク) メニュー2に係る通信は、契約者回線等（メニュー1、メニュー4及びメニュー5に係るものに限ります。）からの着信（着信者識別符号（メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用したものとします。）により行うことができるものに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。</p> <p>（注） (略)</p> <p>（ケ） ～ (略)</p>	<p><b>料金表</b></p> <p>通則 (略)</p> <p><b>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</b></p> <p><b>第1類 IP通信網サービスに関する利用料金</b></p> <p>第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) IP通信網サービス区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (略)</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信により利用可能なもの) (ア) ～ (略) (キ) (ク) メニュー2に係る通信は、契約者回線等（メニュー1、メニュー5及び当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）からの着信（着信者識別符号（メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用したものとします。）により行うことができるものに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。</p> <p>（注） (略)</p> <p>（ケ） ～ (略)</p> </td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)	(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (略)</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信により利用可能なもの) (ア) ～ (略) (キ) (ク) メニュー2に係る通信は、契約者回線等（メニュー1、メニュー5及び当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）からの着信（着信者識別符号（メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用したものとします。）により行うことができるものに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。</p> <p>（注） (略)</p> <p>（ケ） ～ (略)</p>
区分	内容												
(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)												
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (略)</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信等により利用可能なもの) (ア) ～ (略) (キ) (ク) メニュー2に係る通信は、契約者回線等（メニュー1、メニュー4及びメニュー5に係るものに限ります。）からの着信（着信者識別符号（メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用したものとします。）により行うことができるものに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。</p> <p>（注） (略)</p> <p>（ケ） ～ (略)</p>												
区分	内容												
(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)												
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (略)</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信により利用可能なもの) (ア) ～ (略) (キ) (ク) メニュー2に係る通信は、契約者回線等（メニュー1、メニュー5及び当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）からの着信（着信者識別符号（メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用したものとします。）により行うことができるものに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。</p> <p>（注） (略)</p> <p>（ケ） ～ (略)</p>												

## 新旧対照

旧	新														
<p>(ス) ウ 削除</p> <p>エ <u>メニュー4 [フレッツ・ADSL]</u> (利用回線(加入電話に係るものに限ります。)又は契約者回線についてDSL方式により提供するもの)</p> <p>(ア) <u>メニュー4は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。</u></p> <p>(イ) <u>メニュー4には、次の品目があります。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1.5Mb/s (フレッツ・ADSL)</u></td><td>収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの</td></tr> <tr> <td><u>1.5Mプラン</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>8Mb/s (フレッツ・ADSL 8Mプラン)</u></td><td>収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね8Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの</td></tr> <tr> <td><u>12Mb/s (フレッツ・ADSLモードア)</u></td><td>収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの</td></tr> <tr> <td><u>24Mb/s (フレッツ・ADSLモードア24)</u></td><td>収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの</td></tr> <tr> <td><u>40Mb/s (フレッツ・ADSLモードア40)</u></td><td>収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	品目	内 容	<u>1.5Mb/s (フレッツ・ADSL)</u>	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	<u>1.5Mプラン</u>		<u>8Mb/s (フレッツ・ADSL 8Mプラン)</u>	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね8Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	<u>12Mb/s (フレッツ・ADSLモードア)</u>	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	<u>24Mb/s (フレッツ・ADSLモードア24)</u>	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	<u>40Mb/s (フレッツ・ADSLモードア40)</u>	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	<p>(ス) ウ 削除</p> <p>エ 削除</p>
品目	内 容														
<u>1.5Mb/s (フレッツ・ADSL)</u>	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの														
<u>1.5Mプラン</u>															
<u>8Mb/s (フレッツ・ADSL 8Mプラン)</u>	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね8Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの														
<u>12Mb/s (フレッツ・ADSLモードア)</u>	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの														
<u>24Mb/s (フレッツ・ADSLモードア24)</u>	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの														
<u>40Mb/s (フレッツ・ADSLモードア40)</u>	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの														

新旧対照

旧	新						
<p><u>47Mb/s</u>  <u>(フレッ</u>  <u>ツ・AD</u>  <u>SLモ</u>  <u>アスペ</u>  <u>シャル)</u></p> <p><u>収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの</u></p> <p><u>備考 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、品目の変更の請求を行うことはできません。</u></p> <p><u>(ウ) メニュー4には、次表のとおり細目があります。</u></p> <p><u>保守の態様による細目</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>タイプ1</u></td><td><u>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとします。)においてその修理又は復旧を行うもの</u></td></tr> <tr> <td><u>タイプ2</u></td><td><u>タイプ1以外のもの</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 タイプ2のものは、契約者回線型サービスに限り提供します。</u></p> <p><u>2 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、タイプ2からタイプ1への保守の態様による細目の変更の請求のみ行うことができます。</u></p> <p><u>(エ) メニュー4に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2に係る契約者回線(当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。</u></p> <p><u>オ メニュー5</u>  <u>(取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するものであって、メニュー2、メニュー4又はメニュー7以外のもの又は利用回線(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき</u></p>	区別	内 容	<u>タイプ1</u>	<u>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとします。)においてその修理又は復旧を行うもの</u>	<u>タイプ2</u>	<u>タイプ1以外のもの</u>	
区別	内 容						
<u>タイプ1</u>	<u>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとします。)においてその修理又は復旧を行うもの</u>						
<u>タイプ2</u>	<u>タイプ1以外のもの</u>						

## 新旧対照

旧		新	
	<p>提供される契約者回線に限ります。) を使用して提供する もの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(ケ)</p> <p><u>(コ) 削除</u></p> <p>力</p> <p>～ (略)</p> <p>ケ</p>		<p>約者回線に限ります。) を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(ケ)</p> <p>力</p> <p>～ (略)</p> <p>ケ</p>
(3) ～ (略) (15)	(略)	(3) ～ (略) (15)	(略)
(16) 屋内配線利用 料の適用	<p>屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又は ローゼットまでの配線</p> <p>ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る <u>屋内配線使用料の適用を受けている場合は、2-4-2 (2)の規定にかかわらず、その料金額は適用しません。</u></p>	<p>屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又は ローゼットまでの配線</p>	
(17) ～ (略) (23)	(略)	(17) ～ (略) (23)	(略)

新旧対照

旧	新												
2 料金額	2 料金額												
2-1	2-1												
~ (略)	~ (略)												
2-3	2-3												
2-4 <u>メニュー4に関する利用料金</u>	2-4 削除												
2-4-1 利用料													
(1) 基本料													
1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額													
区 分	料 金 額												
利用回線型サービスに 係るもの	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>1.5Mb/sのもの</u></td><td>2,700円 (税込価格 2,970円)</td></tr> <tr> <td><u>8Mb/sのもの</u></td><td>2,800円 (税込価格 3,080円)</td></tr> <tr> <td><u>12Mb/sのもの</u></td><td>2,900円 (税込価格 3,190円)</td></tr> <tr> <td><u>24Mb/sのもの</u></td><td>2,950円 (税込価格 3,245円)</td></tr> <tr> <td><u>40Mb/sのもの</u></td><td>2,980円 (税込価格 3,278円)</td></tr> <tr> <td><u>47Mb/sのもの</u></td><td>2,980円 (税込価格 3,278円)</td></tr> </tbody> </table>	<u>1.5Mb/sのもの</u>	2,700円 (税込価格 2,970円)	<u>8Mb/sのもの</u>	2,800円 (税込価格 3,080円)	<u>12Mb/sのもの</u>	2,900円 (税込価格 3,190円)	<u>24Mb/sのもの</u>	2,950円 (税込価格 3,245円)	<u>40Mb/sのもの</u>	2,980円 (税込価格 3,278円)	<u>47Mb/sのもの</u>	2,980円 (税込価格 3,278円)
<u>1.5Mb/sのもの</u>	2,700円 (税込価格 2,970円)												
<u>8Mb/sのもの</u>	2,800円 (税込価格 3,080円)												
<u>12Mb/sのもの</u>	2,900円 (税込価格 3,190円)												
<u>24Mb/sのもの</u>	2,950円 (税込価格 3,245円)												
<u>40Mb/sのもの</u>	2,980円 (税込価格 3,278円)												
<u>47Mb/sのもの</u>	2,980円 (税込価格 3,278円)												
契約者回線型サービス に係るもの	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>1.5Mb/sのもの</u></td><td>4,550円 (税込価格 5,005円)</td></tr> <tr> <td><u>8Mb/sのもの</u></td><td>4,750円 (税込価格 5,225円)</td></tr> <tr> <td><u>12Mb/sのもの</u></td><td>4,850円 (税込価格 5,335円)</td></tr> <tr> <td><u>24Mb/sのもの</u></td><td>4,920円 (税込価格 5,412円)</td></tr> <tr> <td><u>40Mb/sのもの</u></td><td>4,950円 (税込価格 5,445円)</td></tr> <tr> <td><u>47Mb/sのもの</u></td><td>4,950円 (税込価格 5,445円)</td></tr> </tbody> </table>	<u>1.5Mb/sのもの</u>	4,550円 (税込価格 5,005円)	<u>8Mb/sのもの</u>	4,750円 (税込価格 5,225円)	<u>12Mb/sのもの</u>	4,850円 (税込価格 5,335円)	<u>24Mb/sのもの</u>	4,920円 (税込価格 5,412円)	<u>40Mb/sのもの</u>	4,950円 (税込価格 5,445円)	<u>47Mb/sのもの</u>	4,950円 (税込価格 5,445円)
<u>1.5Mb/sのもの</u>	4,550円 (税込価格 5,005円)												
<u>8Mb/sのもの</u>	4,750円 (税込価格 5,225円)												
<u>12Mb/sのもの</u>	4,850円 (税込価格 5,335円)												
<u>24Mb/sのもの</u>	4,920円 (税込価格 5,412円)												
<u>40Mb/sのもの</u>	4,950円 (税込価格 5,445円)												
<u>47Mb/sのもの</u>	4,950円 (税込価格 5,445円)												

新旧対照

旧	新
---	---

(2) タイプ2のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区分	料金額
契約者回線型サービス	2,500円 (税込価格 2,750円)

2-4-2 加算額

(1) その契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

区分	料金額
契約者回線型サービスに係るもの	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(2) 端末設備に係るもの

ア 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料金種別	料金額
配線	60円(税込価格 66円)

イ 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

(ア) 基本料

機器利用料

1 装置ごとに月額

料金種別	料金額
回線接続装置 変復調装置(ADSLモデム)	440円(税込価格 484円)
帯域分離多重装置(スプリッタ)	50円(税込価格 55円)
変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置 (IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)	440円(税込価格 484円)
ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ブロードバンドルータ)	300円(税込価格 330円)
簡易ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応電話機アダプタ)	300円(税込価格 330円)
無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(無線LAN機能付きIP電話サービス対応) 基本装置	900円(税込価格 990円)
	増設装置
	300円(税込価格 330円)

新旧対照

旧	新														
<table border="1"> <tr> <td><u>ADS-L モデム内蔵ルータ)</u></td><td></td></tr> <tr> <td>無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP</td><td>基本装置 600円(税込価格 660円)</td></tr> <tr> <td>電話対応装置（無線 LAN 機能付き IP電話サービス対応ブロードバン ドルータ）</td><td>増設装置 300円(税込価格 330円)</td></tr> <tr> <td>無線 LAN 対応装置（無線アクセス ポイント）</td><td>基本装置 600円(税込価格 660円)</td></tr> <tr> <td></td><td>増設装置 300円(税込価格 330円)</td></tr> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 帯域分離多重装置は、利用回線型サービスに係る利用回線に限り提供します。</p> <p>2 変復調機能・ルータ機能付 IP電話対応装置、ルータ機能付 IP電話対応装置、簡易ルータ機能付 IP電話対応装置、無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 IP電話対応装置及び無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する IP電話サービスの利用が可能なものとします。</p> <p>3 当社は、無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 IP電話対応装置、無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP電話対応装置及び無線 LAN 対応装置については、基本装置を利用する IP 通信網契約者に限り増設装置を提供します。</p> <p>4 無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 IP電話対応装置、無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP電話対応装置又は無線 LAN 対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、障害物等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。</p> <p>（イ）タイプ2のものに係る加算料</p> <p>1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者回線型サービス</td><td>500円(税込価格 550円)</td></tr> </tbody> </table> <p>2-5 ～ (略) 2-8</p> <p>2-5 ～ (略) 2-8</p>	<u>ADS-L モデム内蔵ルータ)</u>		無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP	基本装置 600円(税込価格 660円)	電話対応装置（無線 LAN 機能付き IP電話サービス対応ブロードバン ドルータ）	増設装置 300円(税込価格 330円)	無線 LAN 対応装置（無線アクセス ポイント）	基本装置 600円(税込価格 660円)		増設装置 300円(税込価格 330円)	区 分	料 金 額	契約者回線型サービス	500円(税込価格 550円)	
<u>ADS-L モデム内蔵ルータ)</u>															
無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP	基本装置 600円(税込価格 660円)														
電話対応装置（無線 LAN 機能付き IP電話サービス対応ブロードバン ドルータ）	増設装置 300円(税込価格 330円)														
無線 LAN 対応装置（無線アクセス ポイント）	基本装置 600円(税込価格 660円)														
	増設装置 300円(税込価格 330円)														
区 分	料 金 額														
契約者回線型サービス	500円(税込価格 550円)														

## 新旧対照

旧				新			
2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの				2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの			
区分		単位	料金額(月額)	区分		単位	料金額(月額)
発信者識別符号認証代行機能	メニュー2-2 (1Gb/s及び10Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線について、あらかじめ登録した発信者識別符号 (契約者回線等 (メニュー1、メニュー4及びメニュー5に係るものに限ります。)からの着信の際に発信者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、IP通信網契約者が割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用した通信のみを許容する機能	(略)	(略)	発信者識別符号認証代行機能	メニュー2-2 (1Gb/s及び10Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線について、あらかじめ登録した発信者識別符号 (契約者回線等 (メニュー1、メニュー5及び当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)からの着信の際に発信者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、IP通信網契約者が割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用した通信のみを許容する機能	(略)	(略)
備考	1 ～ (略) 5			備考	1 ～ (略) 5		

新旧対照

旧							新						
同時通信可能着信先数追加機能（フレッツ・セッションプラス）	メニュー4又はメニュー5（メニュー5-1の10Gb/sのもの及びメニュー5-2の10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等について、同時に通信が可能な着信先（当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。）の数を当社が別に定める数まで追加することを可能とする機能	(略)	(略)	(略)			同時通信可能着信先数追加機能（フレッツ・セッションプラス）	メニュー5（メニュー5-1の10Gb/sのもの及びメニュー5-2の10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等について、同時に通信が可能な着信先（当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。）の数を当社が別に定める数まで追加することを可能とする機能	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	1 同時に通信を行うことが可能な着信先の数の上限については、1Gb/sのプラン2に係るものにあっては20まで、その他のものにあっては5までとします。ただし、当社が別に定めるところにより、その上限の数が減ずる場合があります。 2 メニュー4に係るIP通信網契約者は、この機能の提供を請求することはできません。						備考	同時に通信を行うことが可能な着信先の数の上限については、1Gb/sのプラン2に係るものにあっては20まで、その他のものにあっては5までとします。ただし、当社が別に定めるところにより、その上限の数が減ずる場合があります。					
IPv6通信機能（フレッツ・V6アドリ）	メニュー4に係る契約者回線等について、通信の都度指定する相手先との間において、通信相手先識別符号を用いてIPv6によりIP通信網のみを介して行う通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことを可能とする機能	1 契約者回線等ごとに	二										
備考	1 この機能の提供にあたっては、1（適用）の(10)欄の各号の規定に準じて取り扱います。 2 IP通信網契約者は、この機能の提供を請求することはできません。						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

## 新旧対照

旧			新		
(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの			(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの		
区分	単位	料金額	区分	単位	料金額
セシヨン解除機能	I P通信網契約の契約者回線（メニュー2に係るものに限ります。）と接続している契約者回線等（メニュー1、 <u>メニュー4</u> 及びメニュー5に係るものに限ります。）との通信について、I P通信網契約者（メニュー2に係る者に限ります。）からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能 備考 (略)	—	I P通信網契約の契約者回線（メニュー2に係るものに限ります。）と接続している契約者回線等（メニュー1及びメニュー5に係るものに限ります。）との間の通信について、その契約者回線に係るI P通信網契約者からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能 備考 (略)	—	—
(3) 契約者回線等番号受信機能に係るもの (略)			(3) 契約者回線等番号受信機能に係るもの (略)		

新旧対照

旧		新													
第2表 工事に関する費用		第2表 工事に関する費用													
第1 削除		第1 削除													
第2 工事費		第2 工事費													
1 適用		1 適用													
区分	内 容	区分	内 容												
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、回線調整工事費、契約者回線等変更工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。												
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、<u>契約者回線等変更工事、回線調整(保安器の変更(契約者回線等の終端に設置される保安器を変更することをいいます。以下同じとします。)に係るものに限ります。)</u>、回線終端装置工事、配線工事(配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。)、機器工事及び工事の着手等に関する工事費(工事の結果の報告に係るものに限ります。)に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ <u>基本工事費について、回線調整を行う場合(保安器の変更のみを行う場合を除きます。)</u>は基本額に回線調整に関する加算額を加算して適用します。</p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合(当社が別に定める場合を除きます。以下の欄において同じとします。)は、それらの工事を1の工事とみなして、<u>基本工事費(回線調整に関する加算額を除きます。以下この欄において同じとします。)</u>を適用します。この場合において、それらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。</p>	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事(配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。)、機器工事及び工事の着手等に関する工事費(工事の結果の報告に係るものに限ります。)に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ <u>削除</u></p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合(当社が別に定める場合を除きます。以下の欄において同じとします。)は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。この場合において、それらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。</p>													
(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(イ) 回線収容部工</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	交換機等工事費等の適用	(ア) (略)	(略)	(イ) 回線収容部工	(略)	(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(イ) 回線収容部工</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	交換機等工事費等の適用	(ア) (略)	(略)	(イ) 回線収容部工	(略)
区分	交換機等工事費等の適用														
(ア) (略)	(略)														
(イ) 回線収容部工	(略)														
区分	交換機等工事費等の適用														
(ア) (略)	(略)														
(イ) 回線収容部工	(略)														

新旧対照

		旧	新	
配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用	事費		事費	
	(ウ) 契約者回線等変更工事費	メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。	(ウ) 削除	削除
	(工) 回線調整工事費	メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え（ウの場合を除きます）、ブリッジタップはずし（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。	(工) 削除	削除
	(オ) ～（略） (コ)	(略)	(オ) ～（略） (コ)	(略)
イ	（略）		イ	（略）
(4) ～（略） (11)	(略)		(4) ～（略） (11)	(略)

## 2 工事費の額

2-1

～（略）

2-3

## 2-4 メニュー4に関するもの

- (1) 契約者回線等の変更、回線調整、端末設備の設置若しくは移転、若しくは利用の一時中断若しくは再利用、同時通信可能着信先数追加機能の同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、回線相互接続に関する工事又はその他の契約内容の変更に関する工事

## 2 工事費の額

2-1

～（略）

2-3

2-4 削除

区分	単位	工事費の額
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額 4,500円 (税込価格 4,950円) 加算額 3,500円

## 新旧対照

旧				新
		回線調整に 関する加算 額	(税込価格 3,850円) 6,900円 (税込価格 7,590円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ) 及び(ウ) 以外の工 事	① ②以外の場合	1 契約者回 線等ごとに	1,200円 (税込価格 1,320円)
		② 利用回線型サービスに係 るもの	1 契約者回 線等ごとに	2,050円 (税込価格 2,255円)
	(イ) 削除	削除	削除	
	(ウ) 同時通信可能着信先数追加機能に關 する工事の場合	1 契約者回 線等ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
ウ 契約者回線等変更工事費		1の工事ご とに	4,600円 (税込価格 5,060円)	
工 回線 調整工 事費	(ア) 回線収容替えを行う場合		1の工事ご とに	9,600円 (税込価格 10,560円)
	(イ) ブリッジタップはずしを行う場合		1の工事ご とに	10,800円 (税込価格 11,880円)
	(ウ) 保安器の変更を行う場合		1の工事ご とに	2,800円 (税込価格 3,080円)
オ 屋内 配線工 事費	(ア) 既設配線を利用しない場合		1配線ごと に	4,800円 (税込価格 5,280円)
	(イ) 既設配線を利用する場合		1配線ごと	2,400円

新旧対照

旧				新
	に	(税込価格 2,640円)		
力 機 器 工事費	回線接続装置	1 装置ごと に	別に算定する 実費	
<b>備考</b>				
1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、その I P 通信網契約者に通知します。				
2 当社は、回線調整について、その実施により D S L 方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。				
3 回線調整の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、基本工事費及び回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るもの を除きます。）。				

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1 の工事ご とに (税込価格 1,100円)
	(イ) 交換機等工事費	1 契約者回 線等ごとに (税込価格 1,100円)
イ 再利用の工事		(1)の工事費の 額と同額

2-5 メニュー5に関するもの

(1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、若しくは利用の一時中断若しくは再利用、同時通信可能着信先数追加機能の利用開始若しくは同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、I P v 6 通信機能の利用の開始、通信相手先識別符号追加機能の利用の開始若しくは通信相手先識別符号の追加、I P v 6 通信相手先拡張機能の利用の開始、帯域確保機能の利用の開始、回線相互接続又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	(略)
	(イ) 交換機等工事のみの場合	(略)
イ 交換	(ア) (イ)及び(ウ)以外の工事	(略)

2-5 メニュー5に関するもの

(1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、若しくは利用の一時中断若しくは再利用、同時通信可能着信先数追加機能の利用開始若しくは同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、通信相手先識別符号追加機能の利用の開始若しくは通信相手先識別符号の追加、I P v 6 通信相手先拡張機能の利用の開始、帯域確保機能の利用の開始、回線相互接続又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	(略)
	(イ) 交換機等工事のみの場合	(略)
イ 交換	(ア) (イ)及び(ウ)以外の工事	(略)

新旧対照

旧				新			
機等工事費	(イ) 削除	(略)	(略)	機等工事費	(イ) 削除	(略)	(略)
	(ウ) 同時通信可能着信先数追加機能、I Pv6通信機能、通信相手先識別符号追加機能、IPv6通信相手先拡張機能又は帯域確保機能に関する工事	1 契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)		(ウ) 同時通信可能着信先数追加機能、通信相手先識別符号追加機能、IPv6通信相手先拡張機能又は帯域確保機能に関する工事	1 契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
ウ ～ (略) キ		(略)	(略)	ウ ～ (略) キ		(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)		(2) (略)		2-6 ～ (略) 2-8	

第3 線路設置費

- 1 適用 (略)
- 2 線路設置費の額

契約者回線が異経路となる場合

1 契約者回線ごとに

区分	線路設置費の額
メニュー4に係るもの	別に算定する実費
メニュー5に係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3 線路設置費

- 1 適用 (略)
- 2 線路設置費の額

契約者回線が異経路となる場合

1 契約者回線ごとに

区分	線路設置費の額
メニュー5に係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

## 新旧対照

旧

新

料金表別表3 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用

1 当社は、IP通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者であるIP通信網契約者に限ります。）から、そのIP通信網契約に係る契約者回線等（メニュー4又はメニュー5（メニュー5-1における200Mb/s又は1Gb/sのプラン2若しくはプラン3に係るものに限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するもの（メニュー4に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5に係るIP通信網サービスを提供することが可能な場合を除くものとします。）に限ります。）について、学校に限定した利用料金の割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線利用料及び機器利用料に限ります。以下この表において同じとします。）については、それぞれ第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-4（メニュー4に関する利用料金）又は2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の(1)又は(2)の額を適用します。

この場合において、メニュー4に係る契約者回線等については、学校限定割引を適用する期間は、その割引の適用を開始した日から、その契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能になった日を含む年度（4月1日から翌年の3月31日までの間とします。以下同じとします。）の翌々年度の末日までの間とします。

## (1) メニュー4に関する利用料金

## ア 利用料

## 1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区分		料金額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,030円(税込価格 2,233円)
	8Mb/sのもの	2,080円(税込価格 2,288円)
	12Mb/sのもの	2,130円(税込価格 2,343円)
	24Mb/sのもの	2,180円(税込価格 2,398円)
	40Mb/sのもの	2,200円(税込価格 2,420円)
	47Mb/sのもの	2,200円(税込価格 2,420円)
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,850円(税込価格 3,135円)
	8Mb/sのもの	2,950円(税込価格 3,245円)

料金表別表3 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用

1 当社は、IP通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者であるIP通信網契約者に限ります。）から、そのIP通信網契約に係る契約者回線等（メニュー5（メニュー5-1における200Mb/s又は1Gb/sのプラン2若しくはプラン3に係るものに限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するもの（メニュー5に係るIP通信網サービスを提供することが可能な場合を除くものとします。）に限ります。）について、学校に限定した利用料金の割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線利用料及び機器利用料に限ります。以下この表において同じとします。）については、それぞれ第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の(1)の額を適用します。

## (1) 削除

新旧対照

旧	新																		
<table border="1"> <tr> <td><u>12Mb/sのもの</u></td><td>3,050円(税込価格 3,355円)</td></tr> <tr> <td><u>24Mb/sのもの</u></td><td>3,120円(税込価格 3,432円)</td></tr> <tr> <td><u>40Mb/sのもの</u></td><td>3,150円(税込価格 3,465円)</td></tr> <tr> <td><u>47Mb/sのもの</u></td><td>3,150円(税込価格 3,465円)</td></tr> </table> <p><u>イ 加算額</u></p> <p>(ア) 屋内配線利用料</p> <p style="text-align: center;"><u>1配線ごとに月額</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配線</td><td>30円(税込価格 33円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 機器利用料</p> <p style="text-align: center;"><u>1装置ごとに月額</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料 金 種 別</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>回線接続装置</u></td><td><u>変復調装置 (DSLモデム)</u> 220円(税込価格 242円)</td></tr> <tr> <td></td><td><u>帯域分離多重装置 (スプリッタ)</u> 20円(税込価格 22円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) メニュー5に関する利用料金 利用料 (略) 2 (略) 3 <u>当社は、メニュー4のものに係るIP通信網契約者（学校限定割引を適用されている者を含みます。）からIP通信網契約の解除の通知と同時に、メニュー5-1の200Mb/s又は1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のものに係るIP通信網契約の申込み（そのIP通信網サービスの申込みと同時に学校限定割引の適用があるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その申込みに係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費についても適用しません。</u> 4 (略)</p>	<u>12Mb/sのもの</u>	3,050円(税込価格 3,355円)	<u>24Mb/sのもの</u>	3,120円(税込価格 3,432円)	<u>40Mb/sのもの</u>	3,150円(税込価格 3,465円)	<u>47Mb/sのもの</u>	3,150円(税込価格 3,465円)	区 分	料 金 額	配線	30円(税込価格 33円)	料 金 種 別	料 金 額	<u>回線接続装置</u>	<u>変復調装置 (DSLモデム)</u> 220円(税込価格 242円)		<u>帯域分離多重装置 (スプリッタ)</u> 20円(税込価格 22円)	<p>(2) メニュー5に関する利用料金 利用料 (略) 2 (略) 3 <u>削除</u></p> <p>4 (略)</p>
<u>12Mb/sのもの</u>	3,050円(税込価格 3,355円)																		
<u>24Mb/sのもの</u>	3,120円(税込価格 3,432円)																		
<u>40Mb/sのもの</u>	3,150円(税込価格 3,465円)																		
<u>47Mb/sのもの</u>	3,150円(税込価格 3,465円)																		
区 分	料 金 額																		
配線	30円(税込価格 33円)																		
料 金 種 別	料 金 額																		
<u>回線接続装置</u>	<u>変復調装置 (DSLモデム)</u> 220円(税込価格 242円)																		
	<u>帯域分離多重装置 (スプリッタ)</u> 20円(税込価格 22円)																		

新旧対照

旧	新														
<p>附 則 (平成13年1月30日西企営第136号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。 ただし、この改正規定中、メニュー1に関する利用料金に関する部分については平成13年3月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により回線終端装置を設置しているメニュー4に係る契約者回線等については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による回線接続装置を設置している契約者回線等に移行したものとみなします。</u></p> <p>3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>附 則 (平成13年1月30日西企営第136号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。 ただし、この改正規定中、メニュー1に関する利用料金に関する部分については平成13年3月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>														
<p>附 則 (平成13年6月28日西企営第34号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。 ただし、メニュー1に関する利用料金及びメニュー4に関する利用料金に関する部分については、平成13年7月16日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2</p> <p>～ (略)</p> <p>4</p>	<p>附 則 (平成13年6月28日西企営第34号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。 ただし、メニュー1に関する利用料金に関する部分については、平成13年7月16日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2</p> <p>～ (略)</p> <p>4</p>														
<p>附 則 (平成13年11月7日西企営第95号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成13年11月14日から実施します。 ただし、別記13に係る部分については平成13年11月26日、メニュー4に係る部分については、平成13年12月25日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と右欄の契約を締結したものとみなします。</p>	<p>附 則 (平成13年11月7日西企営第95号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成13年11月14日から実施します。 ただし、別記13に係る部分については平成13年11月26日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と右欄の契約を締結したものとみなします。</p>														
<table border="1"> <tr> <td>メニュー2におけるATM方式以外のものに係るIP通信網契約</td> <td>メニュー2におけるメニュー2-1に係るIP通信網契約</td> </tr> <tr> <td>メニュー2におけるATM方式のものに係るIP通信網契約</td> <td>メニュー2におけるメニュー2-2に係るIP通信網契約</td> </tr> <tr> <td>メニュー3に係るIP通信網契約</td> <td>メニュー2におけるメニュー2-3に係るIP通信網契約</td> </tr> <tr> <td>メニュー4に係るIP通信網契約</td> <td>メニュー4における品目が1.5Mb/sのものに係るIP通信網契約</td> </tr> </table>	メニュー2におけるATM方式以外のものに係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-1に係るIP通信網契約	メニュー2におけるATM方式のものに係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-2に係るIP通信網契約	メニュー3に係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-3に係るIP通信網契約	メニュー4に係るIP通信網契約	メニュー4における品目が1.5Mb/sのものに係るIP通信網契約	<table border="1"> <tr> <td>メニュー2におけるATM方式以外のものに係るIP通信網契約</td> <td>メニュー2におけるメニュー2-1に係るIP通信網契約</td> </tr> <tr> <td>メニュー2におけるATM方式のものに係るIP通信網契約</td> <td>メニュー2におけるメニュー2-2に係るIP通信網契約</td> </tr> <tr> <td>メニュー3に係るIP通信網契約</td> <td>メニュー2におけるメニュー2-3に係るIP通信網契約</td> </tr> </table>	メニュー2におけるATM方式以外のものに係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-1に係るIP通信網契約	メニュー2におけるATM方式のものに係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-2に係るIP通信網契約	メニュー3に係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-3に係るIP通信網契約
メニュー2におけるATM方式以外のものに係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-1に係るIP通信網契約														
メニュー2におけるATM方式のものに係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-2に係るIP通信網契約														
メニュー3に係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-3に係るIP通信網契約														
メニュー4に係るIP通信網契約	メニュー4における品目が1.5Mb/sのものに係るIP通信網契約														
メニュー2におけるATM方式以外のものに係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-1に係るIP通信網契約														
メニュー2におけるATM方式のものに係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-2に係るIP通信網契約														
メニュー3に係るIP通信網契約	メニュー2におけるメニュー2-3に係るIP通信網契約														

新旧対照

旧	新																
<p>附 則（平成14年8月22日西企営第46号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>この改正規定実施前に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更の請求があった場合は、そのIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更に係る料金その他の債務の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>	<p>附 則（平成14年8月22日西企営第46号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>削除</u></p>																
<p>附 則（平成14年10月24日西企営第77号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 平成14年11月1日から平成15年1月31日までの間にメニュー4（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込み又はメニュー4（品目が12Mb/sのものを除きます。）に係るIP通信網契約者からメニュー4の品目が12Mb/sのものへの品目の変更の請求があり、当社がそれぞれその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成15年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年4月30日までの間のそのIP通信網サービスの利用料について、料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p><u>ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p> <p><u>利用料</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">利用回線型サービス</td><td>1.5Mb/sのもの</td></tr> <tr><td>2,300円</td></tr> <tr><td>8Mb/sのもの</td></tr> <tr><td>2,300円</td></tr> <tr><td>12Mb/sのもの</td></tr> <tr><td>2,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">契約者回線型サービス</td><td>1.5Mb/sのもの</td></tr> <tr><td>3,950円</td></tr> <tr><td>8Mb/sのもの</td></tr> <tr><td>3,950円</td></tr> <tr><td>12Mb/sのもの</td></tr> <tr><td>3,650円</td></tr> </tbody> </table>	区分	料金額	利用回線型サービス	1.5Mb/sのもの	2,300円	8Mb/sのもの	2,300円	12Mb/sのもの	2,000円	契約者回線型サービス	1.5Mb/sのもの	3,950円	8Mb/sのもの	3,950円	12Mb/sのもの	3,650円	<p>附 則（平成14年10月24日西企営第77号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>削除</u></p>
区分	料金額																
利用回線型サービス	1.5Mb/sのもの																
	2,300円																
	8Mb/sのもの																
2,300円																	
12Mb/sのもの																	
2,000円																	
契約者回線型サービス	1.5Mb/sのもの																
	3,950円																
	8Mb/sのもの																
3,950円																	
12Mb/sのもの																	
3,650円																	

新旧対照

旧	新
<p>附 則 (平成15年2月21日西企営第119号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 <u>平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間にメニュー4（利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係るIP通信網契約（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料については適用しません。</u></p> <p>3 <u>前項の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p> <p>4</p> <p>～ (略)</p> <p>6</p>	<p>附 則 (平成15年2月21日西企営第119号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4</p> <p>～ (略)</p> <p>6</p>
<p>附 則 (平成15年5月23日西企営第22号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 <u>平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー4（利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この条及び第3条において同じとします。）に係るIP通信網契約（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。）については適用しません。</u></p> <p>第3条 <u>平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の1.5Mb/s又は8Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から12Mb/sの品目のもの（料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌月（暦月とします。）の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。）については適用しません。</u></p> <p>第4条 <u>第2条及び第3条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しませ</u></p>	<p>附 則 (平成15年5月23日西企営第22号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p>第5条 ～ (略)</p> <p>第10条</p>

新旧対照

旧	新						
<p>ん。</p> <p>第5条 ～ (略)</p> <p>第10条</p> <p>附 則 (平成15年7月3日西企営第35号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年7月11日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。</p> <table border="1"> <tr> <td>メニュー4に係るIP通信網サービス</td> <td>メニュー4のタイプ1のものに係るIP通信網サービス</td> </tr> <tr> <td>メニュー5－1に係るIP通信網サービス</td> <td>メニュー5－1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス</td> </tr> </table> <p>(その他)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (平成15年7月15日西企営第41号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の24Mb/sの品目のも<u>の</u> (利用回線型サービスに係るものに限ります。この項及び次項において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、<u>そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月 (暦月とします。以下この附則において同じとします。) の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料 (料金表第1表第1類第1の2－4－1に規定する額とします。) については適用しません。</u></p> <p>3 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の1.5Mb/s、8Mb/sの品目又は12Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から24Mb/sの品目のもへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、<u>そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌月 (暦月とします。) の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料 (料金表第1表第1類第1の2－4－1に規定する額とします。) については適用しません。</u></p> <p>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	メニュー4に係るIP通信網サービス	メニュー4のタイプ1のものに係るIP通信網サービス	メニュー5－1に係るIP通信網サービス	メニュー5－1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス	<p>附 則 (平成15年7月3日西企営第35号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年7月11日から実施します。</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。</p> <table border="1"> <tr> <td>メニュー5－1に係るIP通信網サービス</td> <td>メニュー5－1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス</td> </tr> </table> <p>(その他)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (平成15年7月15日西企営第41号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	メニュー5－1に係るIP通信網サービス	メニュー5－1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス
メニュー4に係るIP通信網サービス	メニュー4のタイプ1のものに係るIP通信網サービス						
メニュー5－1に係るIP通信網サービス	メニュー5－1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス						
メニュー5－1に係るIP通信網サービス	メニュー5－1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス						

新旧対照

旧	新					
附 則 (平成15年9月24日西企営第62号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの及び料金表別表1に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。	附 則 (平成15年9月24日西企営第62号) (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 削除					
利用料（基本料） <u>1利用回線ごとに月額</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4に係るもの</td><td>利用回線型サービスに係るもの 8Mb/s、12Mb/s又は24Mb/sのもの</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの 8Mb/s、12Mb/s又は24Mb/sのもの	0円	第3条 削除 第4条 削除
区 分	料 金 額					
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの 8Mb/s、12Mb/s又は24Mb/sのもの	0円				
第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。						
第4条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4（利用回線型サービスに係るものに限ります。）の1.5Mb/s、8Mb/s又は12Mb/sの品目に係るIP通信網契約者（その品目変更前の品目に係るIP通信網サービスを、平成14年12月31日以前の日からその品目変更後の契約者回線の設置場所と同一の設置場所において利用している者に限ります。）から24Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日からその翌月の末日までの間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。						
利用料（基本料） <u>1利用回線ごとに月額</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4に係るもの</td><td>利用回線型サービスに係るもの 8Mb/s、12Mb/s又は24Mb/sのもの</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの 8Mb/s、12Mb/s又は24Mb/sのもの	0円	
区 分	料 金 額					
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの 8Mb/s、12Mb/s又は24Mb/sのもの	0円				

## 新旧対照

旧	新									
第5条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、24Mb/sの品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。	第5条 削除									
第6条 この附則の第2条から第5条までの規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。	第6条 削除									
第7条 ～ (略)	第7条 ～ (略)									
第12条	第12条									
附 則 (平成15年12月16日西企営91号) (実施期日)	附 則 (平成15年12月16日西企営91号) (実施期日)									
第1条 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。 ただし、メニュー4の40Mb/sの品目に係る部分については平成16年1月7日から、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)（基本料）の表中24Mb/sの品目に係る部分については平成16年2月1日から実施します。 (経過措置)	第1条 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。 (経過措置)									
第2条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。	第2条 削除									
利用料（基本料） <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1利用回線ごとに月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>メニュー4に係るもの</td><td>利用回線型サービスに係るもの</td><td>8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s又は40Mb/sのもの</td></tr><tr><td></td><td></td><td>0円</td></tr></tbody></table>	区 分		1利用回線ごとに月額	メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s又は40Mb/sのもの			0円	
区 分		1利用回線ごとに月額								
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s又は40Mb/sのもの								
		0円								

## 新旧対照

旧	新										
<p>第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。</p>	<p>第3条 削除</p>										
<p>第4条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間に、メニュー4（利用回線型サービスに係るものに限ります。）の24Mb/s又は40Mb/sの品目への品目の変更の請求（その品目変更前の品目に係るIP通信網サービスを、平成15年3月31日以前の日からその品目変更後の契約者回線の設置場所と同一の設置場所において利用しているIP通信網契約者に係るものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日からその翌月の末日までの間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p>	<p>第4条 削除</p>										
<p>利用料（基本料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1 利用回線ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4に係るもの</td> <td>利用回線型サービスに係るもの</td> <td>24Mb/s又は40Mb/sのもの</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	1 利用回線ごとに月額			区 分	料 金 額		メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	24Mb/s又は40Mb/sのもの	0円	
1 利用回線ごとに月額											
区 分	料 金 額										
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	24Mb/s又は40Mb/sのもの	0円								
<p>第5条 第2条の場合において、平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にメニュー4の24Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から40Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。</p>	<p>第5条 削除</p>										
<p>利用料（基本料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1 利用回線ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4に係るもの</td> <td>利用回線型サービスに係るもの</td> <td>40Mb/sのもの</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	1 利用回線ごとに月額			区 分	料 金 額		メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	40Mb/sのもの	0円	
1 利用回線ごとに月額											
区 分	料 金 額										
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	40Mb/sのもの	0円								
<p>第6条 第4条又は第5条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更（メニュー4の24Mb/sの品目から40Mb/sの品目への変更を除きます。）があった場合は、第4条又は第5条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。</p>	<p>第6条 削除</p>										
<p>第7条 この附則の第2条から第6条までの規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p>	<p>第7条 削除</p>										

## 新旧対照

旧	新		
第8条 ～ (略)	第8条 ～ (略)		
第17条	第17条		
第18条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1、メニュー4又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。	第18条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1又はメニュー5の利用の開始の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。		
第19条 当社は、この附則の第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の3の規定、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2若しくは3の規定、又は西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間に行なった場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第2条、第5条、第8条、第10条及び第11条の規定を適用しません。	第19条 当社は、この附則の第8条の規定、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の4の規定、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第5条若しくは第6条の規定、又は西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第7条の規定の適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間に行なった場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第8条、第10条及び第11条の規定を適用しません。		
第20条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	第20条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。		
附 則（平成16年2月9日西企営第116号） (実施期日)	附 則（平成16年2月9日西企営第116号） (実施期日)		
第1条 この改正規定は、平成16年2月16日から実施します。 (経過措置)	第1条 この改正規定は、平成16年2月16日から実施します。 (経過措置)		
第2条 平成16年2月16日から平成16年12月31日までの間にメニュー4の利用回線型サービスのうち1.5Mb/sの品目のもの（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であつて、平成17年5月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。	第2条 削除		
利用料（基本料）	1利用回線ごとに月額		
区 分	料 金 額		
メニュー4に係る もの	利用回線型サービ スに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,800円 (税込価格 1,890円)

新旧対照

旧	新										
<p>第3条 <u>前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間（変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置については平成16年4月1日以降の前条に規定する利用料を適用する期間とします。）における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</u></p> <p><u>利用料（基本料）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1 装置ごとに月額</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料 金 種 別</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回線接続装置 変復調装置（ADSLモデム）</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>帯域分離多重装置（スプリッタ）</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	料 金 種 別	料 金 額	回線接続装置 変復調装置（ADSLモデム）	0円	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円	<p>第3条 <u>削除</u></p>
料 金 種 別	料 金 額										
回線接続装置 変復調装置（ADSLモデム）	0円										
変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円										
無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円										
帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円										
<p>第4条 <u>この附則の第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、第2条及び前条に規定する利用料金を適用する期間は、提供開始日からその品目変更があった日の前日までの間とします。</u></p>	<p>第4条 <u>削除</u></p>										
<p>第5条 <u>この附則の第2条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p>	<p>第5条 <u>削除</u></p>										
<p>第6条 <u>当社は、この附則の第2条の規定、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の3の規定、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2の規定、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条若しくは第3条の規定、西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条若しくは第4条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第2条若しくは第5条の規定又は西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第3条若しくは第6条の規定の適用を受けた者が、メニュー4に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー4の利用回線型サービスのうち1.5Mb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みを平成16年2月16日から平成16年12月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第2条及び第3条の規定を適用しません。</u></p>	<p>第6条 <u>削除</u></p>										

## 新旧対照

旧	新
第7条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	第7条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附 則（平成16年3月11日西企営第124号） (実施期日) 1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。 (経過措置) 2 削除 3 <u>前項の適用を受けているIP通信網契約者によるIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあった場合は、当社は、新たに提供するIP通信網サービスに係る利用料金について、前項を適用します。</u> 4 <u>料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の表の左欄若しくは(9)欄のアの表の左欄又はこの附則の第2項の表の左欄に規定する期間において、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則第4項、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第5条若しくは第6条、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条、第4条若しくは第7条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条、西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条、西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2の規定又は西企営第88号（平成18年1月25日）の附則第4条の規定の適用を受けている場合は、同表の右欄に規定する減額は適用しません。</u> 5 ～ (略) 7	附 則（平成16年3月11日西企営第124号） (実施期日) 1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。 (経過措置) 2 削除 3 削除 4 削除 5 ～ (略) 7
附 則（平成16年3月25日西企営第141号） (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 <u>平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</u> <u>利用料（基本料）</u>	附 則（平成16年3月25日西企営第141号） (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 削除
	<u>1利用回線ごとに月額</u>

新旧対照

旧	新										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4に係るもの</td><td>利用回線型サービスに係るもの</td><td>8Mb/s, 12Mb/s, 24Mb/s 又は40Mb/sのもの</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		料金額	メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	8Mb/s, 12Mb/s, 24Mb/s 又は40Mb/sのもの	0円				
区分		料金額									
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	8Mb/s, 12Mb/s, 24Mb/s 又は40Mb/sのもの	0円								
<p>第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p>	<p>第3条 削除</p>										
<p><u>機器利用料（基本料）</u></p>	<p><u>1装置ごとに月額</u></p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">料金種別</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">回線接続装置</td> <td>変復調装置（ADSLモデム）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>帯域分離多重装置（スプリッタ）</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別		料金額	回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円	
料金種別		料金額									
回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円									
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円									
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円									
<p>第4条 第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。</p>	<p>第4条 削除</p>										
<p>第5条 第2条の場合又は平成16年4月1日から平成16年8月31までの間に西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条の適用を受けた場合において、平成16年4月1日から平成16年8月31までの間にメニュー4の40Mb/s若しくは47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/s若しくは47Mb/sの品目への品目の変更又は40Mb/sの品目から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。</p>	<p>第5条 削除</p>										
<p><u>利用料（基本料）</u></p>	<p><u>1利用回線ごとに月額</u></p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4に係るもの</td><td>利用回線型サービスに係るもの</td><td>40Mb/s又は47Mb/sのもの</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		料金額	メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	40Mb/s又は47Mb/sのもの	0円				
区分		料金額									
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	40Mb/s又は47Mb/sのもの	0円								

## 新旧対照

旧	新								
<p>第6条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p><u>機器利用料（基本料）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1装置ごとに月額</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変復調装置（ADSLモデム）</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>帯域分離多重装置（スプリッタ）</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	料金種別	料金額	変復調装置（ADSLモデム）	0円	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円	<p>第6条 削除</p>
料金種別	料金額								
変復調装置（ADSLモデム）	0円								
変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円								
帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円								
<p>第7条 第5条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。</p> <p>第8条 前6条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4の24Mb/s若しくは40Mb/sの品目のもの又はメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5-2に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端の場所に、契約申込があった日において年齢が満60歳以上である者又は契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合に限ります。）は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその開始した日を含む料金月の初日から起算して1年後の日までの期間におけるそのIP通信網契約に係る利用料（基本料の部分とします。）について、メニュー4に係るものについては料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に0.05を乗じて得た額、メニュー5に係るものについては料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に0.05を乗じて得た額を割り引いて適用します。</p> <p>ただし、第2条若しくは第5条に規定する利用料の適用を受けている期間内にメニュー4の1.5Mb/s、8Mb/s若しくは12Mb/sの品目のものへの品目の変更があった場合、</p>	<p>第7条 削除</p> <p>第8条 削除</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5-2に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端の場所に、契約申込があった日において年齢が満60歳以上である者又は契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合に限ります。）は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその開始した日を含む料金月の初日から起算して1年後の日までの期間におけるそのIP通信網契約に係る利用料（基本料の部分とします。）について、メニュー5に係るものについては料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に0.05を乗じて得た額を割り引いて適用します。</p> <p>(注) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>								

## 新旧対照

旧	新
<p><u>前条の規定を適用する場合、料金表第1表第1類第1の1(9)欄の規定を適用する場合 又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表4に 規定する多回線長期継続利用型割引を適用する場合については、この限りであります ん。</u></p> <p>(注) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、 料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p> <p>第12条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更又はIP通信網サービス利用権の譲渡があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更又は譲渡があった日の前日までの間とします。ただし、その変更がメニュー4又はメニュー5-2における細目間に係るものである場合は、この限りでありません。</p> <p>第13条 第11条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用する場合については、第10条の規定による利用料の適用を受けた後の額に優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用することとします。</p> <p>第14条 ～ (略)</p> <p>第16条</p> <p>第17条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1、メニュー4又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>第18条 当社は、この附則の第2条、第5条若しくは第9条の規定、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定又は西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間に行なった場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第2条、第5条、第9条及び第11条の規定を適用しません。</p> <p>第19条 西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第3条を次のように改めます。 附 則(平成16年2月9日西企営第116号)</p> <p>第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する室内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間</p>	<p>第12条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更又はIP通信網サービス利用権の譲渡があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更又は譲渡があった日の前日までの間とします。ただし、その変更がメニュー5-2における細目間に係るものである場合は、この限りでありません。</p> <p>第13条 削除</p> <p>第14条 ～ (略)</p> <p>第16条</p> <p>第17条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>第18条 当社は、この附則の第9条の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の4の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第5条若しくは第6条の規定、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第7条の規定又は西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第8条の規定の適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間に行なった場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第11条の規定を適用しません。</p> <p>第19条 削除</p>

新旧対照

旧	新										
<p>(変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置については平成16年4月1日以降の前条に規定する利用料を適用する期間とします。)における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p>											
<p><u>機器利用料（基本料）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">料金種別</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">回線接続装置</td> <td>変復調装置（ADSLモデム）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>帯域分離多重装置（スプリッタ）</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別		料金額	回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円	
料金種別		料金額									
回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円									
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円									
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円									
<p>第20条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第20条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>										
<p>附 則（平成16年3月31日西企営第134号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。 (その他)</p> <p>2</p> <p>～ (略)</p> <p>5</p> <p>6 西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条の表を次表に改めます。</p>	<p>附 則（平成16年3月31日西企営第134号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。 (その他)</p> <p>2</p> <p>～ (略)</p> <p>5</p> <p>6 削除</p>										
<p><u>利用料（基本料）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4に係るもの</td> <td>利用回線型サービスに係るもの</td> <td>1.5Mb/sのもの 1,800円 (税込価格 1,890円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		料金額	メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 1,800円 (税込価格 1,890円)					
区分		料金額									
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 1,800円 (税込価格 1,890円)									
<p>附 則（平成16年7月30日西企営第36号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年8月5日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 メニュー4であって品目が47Mb/sのものに係るIP通信網サービスの伝送速度については、料金表第1表第1類第1の1(2)の規定にかかわらず、収容IP通信網サービ</p>	<p>附 則（平成16年7月30日西企営第36号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年8月5日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 削除</p>										

## 新旧対照

旧	新					
<p>ス取扱所から契約者回線等の終端への伝送方向に係る伝送速度にあっては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね44Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものの、他の伝送方向に係る伝送速度にあっては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね3Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものです。</p> <p>3 西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第5条中「平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」を「平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/s若しくは47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/s若しくは47Mb/sの品目への品目の変更又は40Mb/sの品目から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」に、同条の表中「40Mb/sのもの」を「40Mb/s又は47Mb/sのもの」に改めます。</p> <p>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>						
<p>附 則（平成16年8月24日西企営第40号） (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 (略) (経過措置)</p> <p>第3条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p>利用料（基本料） 1利用回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4に係るもの の利用回線型サービスに係るもの</td><td>8Mb/s、12Mb/s、 24Mb/s、40Mb/s又 は47Mb/sのもの</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	区分	料金額	メニュー4に係るもの の利用回線型サービスに係るもの	8Mb/s、12Mb/s、 24Mb/s、40Mb/s又 は47Mb/sのもの	0円	<p>3 削除</p> <p>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>附 則（平成16年8月24日西企営第40号） (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 (略) (経過措置)</p> <p>第3条 削除</p>
区分	料金額					
メニュー4に係るもの の利用回線型サービスに係るもの	8Mb/s、12Mb/s、 24Mb/s、40Mb/s又 は47Mb/sのもの	0円				

## 新旧対照

旧	新										
<p>第4条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p><u>機器利用料（基本料）</u></p> <p style="text-align: center;">1 装置ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料 金 種 別</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変復調装置（ADSLモデム）</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）</td><td>基本装置 0円</td></tr> <tr> <td>帯域分離多重装置（スプリッタ）</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	料 金 種 別	料 金 額	変復調装置（ADSLモデム）	0円	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）	基本装置 0円	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円	<p>第4条 削除</p>
料 金 種 別	料 金 額										
変復調装置（ADSLモデム）	0円										
変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円										
無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）	基本装置 0円										
帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円										
<p>第5条 第3条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。</p>	<p>第5条 削除</p>										
<p>第6条 第3条の場合又は平成16年9月1日から平成16年12月31までの間に西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条の適用を受けた場合において、平成16年9月1日から平成16年12月31までの間にメニュー4の47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年3月31までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第3条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第3条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。</p> <p><u>利用料（基本料）</u></p> <p style="text-align: center;">1 利用回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> </table>	区 分	料 金 額	<p>第6条 削除</p>								
区 分	料 金 額										

## 新旧対照

旧	新												
<table border="1"> <tr> <td>メニュー4に係る もの</td> <td>利用回線型サービ スに係るもの</td> <td>47Mb /sのもの</td> <td>0円</td> </tr> </table>	メニュー4に係る もの	利用回線型サービ スに係るもの	47Mb /sのもの	0円									
メニュー4に係る もの	利用回線型サービ スに係るもの	47Mb /sのもの	0円										
<p>第7条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p>	<p>第7条 削除</p>												
<p>機器利用料（基本料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">料金種別</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">回線接続装置</td> <td>変復調装置（ADSLモデム）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>帯域分離多重装置（スプリッタ）</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別		料金額	回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円	<p>1装置ごとに月額</p>
料金種別		料金額											
回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円											
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円											
	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円											
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円											
	<p>第8条 第6条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。</p>	<p>第8条 削除</p>											
<p>第9条 前6条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p>	<p>第9条 削除</p>												
<p>第10条</p> <p>～（略）</p>	<p>第10条</p> <p>～（略）</p>												
<p>第14条</p>	<p>第14条</p>												
<p>第15条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1、メニュー4又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p>	<p>第15条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p>												
<p>第16条 当社は、この附則の第3条、第6条若しくは第10条の規定、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の3の規定、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条、第3条、第5</p>	<p>第16条 当社は、この附則の第10条の規定、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の4の規定、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第5条若しくは第6条の規定、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第7条の規定、西企営第91号（平成15年12</p>												

## 新旧対照

旧	新												
<p>条若しくは第6条の規定、西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定、西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条の規定又は西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第2条、第3条、第5条、第6条若しくは第9条の規定の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間に行なった場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3条、第6条及び第10条の規定を適用しません。</p> <p>第17条 (略) 第18条 (略)</p>	<p>月16日）の附則第8条の規定、又は西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第9条の規定の適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間に行なった場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第10条の規定を適用しません。</p>												
<p>附 則（平成16年12月22日西企営第86号） (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年12月24日から実施します。 ただし、メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係る部分については、平成17年3月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 平成17年1月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p>利用料（基本料） 1利用回線ごとに月額</p>	<p>附 則（平成16年12月22日西企営第86号） (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成16年12月24日から実施します。 ただし、メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係る部分については、平成17年3月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 削除</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">メニュー 4に係 る もの</td> <td>利用回線型サー ビスに係るもの</td> <td>1.5Mb/sのもの 1,590円(税込価格 1,669.5円)</td> </tr> <tr> <td>8Mb/sのもの</td> <td>1,640円 (税込価格 1,722円)</td> </tr> <tr> <td>12Mb/sのもの</td> <td>1,690円(税込価格 1,774.5円)</td> </tr> <tr> <td>24Mb/sのもの</td> <td>1,720円 (税込価格 1,806円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		料 金 額	メニュー 4に係 る もの	利用回線型サー ビスに係るもの	1.5Mb/sのもの 1,590円(税込価格 1,669.5円)	8Mb/sのもの	1,640円 (税込価格 1,722円)	12Mb/sのもの	1,690円(税込価格 1,774.5円)	24Mb/sのもの	1,720円 (税込価格 1,806円)	
区 分		料 金 額											
メニュー 4に係 る もの	利用回線型サー ビスに係るもの	1.5Mb/sのもの 1,590円(税込価格 1,669.5円)											
	8Mb/sのもの	1,640円 (税込価格 1,722円)											
	12Mb/sのもの	1,690円(税込価格 1,774.5円)											
	24Mb/sのもの	1,720円 (税込価格 1,806円)											

## 新旧対照

旧		新	
	<u>40Mb/sのもの</u>	1,730円(税込価格 1,816.5円)	
	<u>47Mb/sのもの</u>	1,730円(税込価格 1,816.5円)	

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

### 機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額	
料 金 種 別	料 金 額
回線接続装置	<u>変復調装置（ADSLモデム）</u>
	0円
	<u>変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）</u>
	0円
	<u>帯域分離多重装置（スプリッタ）</u>
	0円

第4条 この附則の第2条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

### 第5条

～（略）

### 第10条

第11条 平成16年12月24日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成18年4月30日までに当社がIPv6通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第12条 前3条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1、メニュー4又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第13条 当社は、この附則の第2条若しくは第5条、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の3の規定、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定、西企営第116号（平成15年2月9日）の附則第2条の規定、西企営第141号（平成16年3月25

第3条 削除

第4条 削除

### 第5条

～（略）

### 第10条

第11条 削除

第12条 前3条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第13条 当社は、この附則の第5条、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の4の規定、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第5条若しくは第6条の規定、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第7条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第8条の規定、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第9条の規定又は西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第10条の規定の適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成17年1月1日から平成19年1月31日

## 新旧対照

旧	新
<p>日)の附則第2条、第3条、第5条、第6条若しくは第9条の規定又は西企営第40号（平成16年8月24日）の附則の第3条、第6条若しくは第10条の規定の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成17年1月1日から平成19年1月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第2条及び第5条の規定を適用しません。</p>	<p>までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第5条の規定を適用しません。</p>
<p>第14条 <u>西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条（経過措置）</u>中「平成16年2月16日から平成17年2月28日まで」を「平成16年2月16日から平成16年12月31日まで」に、同附則第6条中「又は西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定」を「、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第2条若しくは第5条の規定又は西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第3条若しくは第6条の規定」に、同条中「平成16年2月16日から平成17年2月28日まで」を「平成16年2月16日から平成16年12月31日まで」に、西企営第124号（平成16年3月11日）の附則の4（経過措置）中「料金表第1表第1類第1の1(9)欄の表の左欄」を「料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の表の左欄若しくは(9)欄のアの表の左欄」に、同項中「又は西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条」を「、西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条又は西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条」に改めます。</p>	<p>第14条 削除</p>
<p>第15条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第15条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>

新旧対照

旧	新						
<p>附 則（平成17年2月21日西企営第111号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成17年2月24日から実施します。 <u>ただし、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。</u> (経過措置)</p> <p>2 平成17年2月24日から平成18年1月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成18年4月30日までに当社がセキュリティファイル供給サービスの提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその料金については、<u>料金表第3表第3の2に規定する額に代えて、0円を適用します。</u></p> <p>3 平成17年2月24日から平成18年1月31日までの間にメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者から請求があり、平成18年4月30日までに当社が次表に規定する端末設備の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその機器利用料（1契約者回線等につき1装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本料に係る部分に限ります。）については、<u>料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)又は2-5-2(4)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</u></p> <p><u>機器利用料（基本料）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回線接続装置</td> <td>ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 当社は、この附則の2又は3の適用を受けたIP通信網契約者が、セキュリティファイル供給サービス又は同附則の3に規定する端末設備を廃止した後に、そのIP通信網契約者から請求があり、当社がセキュリティファイル供給サービス又は同附則の3に規定する端末設備の提供を開始した場合は、<u>同附則の2及び3の規定は適用しません。</u></p>	区分		料金額	回線接続装置	ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置	0円	<p>附 則（平成17年2月21日西企営第111号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成17年2月24日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p>
区分		料金額					
回線接続装置	ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置	0円					
<p>附 則（平成17年4月25日西企営第10号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 平成17年5月1日から平成17年8月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 平成17年5月1日から平成19年1月31日までの間にIP通信網契約者から請求があ</p>	<p>附 則（平成17年4月25日西企営第10号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 平成17年5月1日から平成17年8月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 削除</p>						

## 新旧対照

旧	新						
<p>り、平成19年4月30日まで当社がIPV6通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。</p> <p>6 (略) 7 (略)</p> <p>附 則（平成17年11月1日西企営第63号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成17年11月15日から実施します。 2 削除 (その他) 3 西企営第111号（平成17年2月21日）の附則の3中「(1契約者回線等につき1装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（基本装置に限ります。）の基本料に係る部分に限ります。)」を「(1契約者回線等につき1装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本料に係る部分に限ります。)」に改め、同項の表を次表に改めます。</p>							
<p>機器利用料（基本料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回線接続装置</td> <td>ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		料金額	回線接続装置	ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置	0円	<p>附 則（平成17年11月1日西企営第63号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成17年11月15日から実施します。 2 削除 3 削除</p>
区分		料金額					
回線接続装置	ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置	0円					
<p>附 則（平成18年9月29日西企営第58号） (実施時期)</p> <p>1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他) 3 (略) 4 (略) 5 西企営第63号（平成17年11月1日）の附則2（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に関する工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお</p>	<p>附 則（平成18年9月29日西企営第58号） (実施時期)</p> <p>1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他) 3 (略) 4 (略) 5 削除</p>						

新旧対照

旧	新																	
<u>従前のとおりとします。」に改めます。</u>																		
<b>附 則 (平成19年1月25日西企営第96号)</b> (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 平成19年2月1日から平成19年6月30日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。	<b>附 則 (平成19年1月25日西企営第96号)</b> (実施期日) 第1条 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 削除																	
<b>利用料（基本料）</b> <b>1 契約者回線ごとに月額</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>メニュー4に 係るもの</u></td><td><u>利用回線型サー ビスに係るもの</u></td><td><u>1.5Mb/sのもの</u> <u>1,590円</u> <u>(税込価格 1,669.5円)</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>8Mb/sのもの</u> <u>1,640円</u> <u>(税込価格 1,722円)</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>12Mb/sのもの</u> <u>1,690円</u> <u>(税込価格 1,774.5円)</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>24Mb/sのもの</u> <u>1,720円</u> <u>(税込価格 1,806円)</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><u>40Mb/s又は47Mb/sの もの</u> <u>1,730円</u> <u>(税込価格 1,816.5円)</u></td></tr> </tbody> </table>	区分		料 金 額	<u>メニュー4に 係るもの</u>	<u>利用回線型サー ビスに係るもの</u>	<u>1.5Mb/sのもの</u> <u>1,590円</u> <u>(税込価格 1,669.5円)</u>			<u>8Mb/sのもの</u> <u>1,640円</u> <u>(税込価格 1,722円)</u>			<u>12Mb/sのもの</u> <u>1,690円</u> <u>(税込価格 1,774.5円)</u>			<u>24Mb/sのもの</u> <u>1,720円</u> <u>(税込価格 1,806円)</u>			<u>40Mb/s又は47Mb/sの もの</u> <u>1,730円</u> <u>(税込価格 1,816.5円)</u>
区分		料 金 額																
<u>メニュー4に 係るもの</u>	<u>利用回線型サー ビスに係るもの</u>	<u>1.5Mb/sのもの</u> <u>1,590円</u> <u>(税込価格 1,669.5円)</u>																
		<u>8Mb/sのもの</u> <u>1,640円</u> <u>(税込価格 1,722円)</u>																
		<u>12Mb/sのもの</u> <u>1,690円</u> <u>(税込価格 1,774.5円)</u>																
		<u>24Mb/sのもの</u> <u>1,720円</u> <u>(税込価格 1,806円)</u>																
		<u>40Mb/s又は47Mb/sの もの</u> <u>1,730円</u> <u>(税込価格 1,816.5円)</u>																
<b>第3条</b> 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)1(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。	<b>第3条 削除</b>																	
<b>機器利用料（基本料）</b> <b>1 装置ごとに月額</b>																		

新旧対照

旧		新
料 金 種 別	料 金 額	
回線接続装置	変復調装置（A D S L モデム）	0円
	変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応 装置（I P 電話対応A D S L モデム内蔵 ルータ）	0円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円
第4条	この附則の第2条の規定の適用を受けている期間においては、料金表別表1に 規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引は適用しません。	第4条 削除
第5条	～（略）	第5条
第10条		～（略）
第11条	平成19年2月1日から平成20年3月31日までの間にI P 通信網契約者から請求 があり、平成20年6月30日までに当社がI P v 6通信機能の提供を開始した場合は、 その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係 る交換機等工事費について適用しません。	第10条
第12条	（略）	第11条 削除
第13条	（略）	
第14条	当社は、限定された期間内に申し込まれたI P 通信網契約に限り適用する割引 であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー4に係るI P 通信網契 約の解除を行った後に、メニュー4に係るI P 通信網契約の申込みを平成19年2月1 日から平成19年6月30日までの間に行なった場合（その申込みに係る契約者回線等の終 端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。） は、第2条の規定を適用しません。	第12条 （略）
（注）	本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の第2条、西企営第77号（平 成14年10月24日）の附則の3、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2、西 企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条若しくは第3条、西企営第41号（平 成15年7月15日）の附則の2若しくは3、西企営第62号（平成15年9月24日）の附 則第2条若しくは第4条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4 条若しくは第5条、西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条、西企営第141 号（平成16年3月25日）の附則第2条若しくは第6条、西企営第40号（平成16年8 月24日）の附則第3条若しくは第6条又は西企営第86号（平成16年12月22日）の附 則第2条の規定とします。	第13条 （略）
第15条	（略）	第14条 削除
第16条	（略）	第15条 （略）
		第16条 （略）

新旧対照

旧	新														
<p>附 則（平成19年6月26日西企営第23号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 平成19年7月1日から平成19年8月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の5か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p>利用料（基本料）</p> <p>1 利用回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4に係るもの</td><td> <table border="1"> <tr> <td>利用回線型サービスに係るもの</td><td> <u>1.5Mb/sのもの</u>            1,590円            (税込価格 1,669.5円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>8Mb/sのもの</u>            1,640円            (税込価格 1,722円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>12Mb/sのもの</u>            1,690円            (税込価格 1,774.5円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>24Mb/sのもの</u>            1,720円            (税込価格 1,806円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>40Mb/s又は47Mb/sのもの</u>            1,730円            (税込価格 1,816.5円)         </td></tr> </table> </td></tr> </tbody> </table> <p>3 前項の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前項に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p>	区分	料 金 額	メニュー4に係るもの	<table border="1"> <tr> <td>利用回線型サービスに係るもの</td><td> <u>1.5Mb/sのもの</u>            1,590円            (税込価格 1,669.5円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>8Mb/sのもの</u>            1,640円            (税込価格 1,722円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>12Mb/sのもの</u>            1,690円            (税込価格 1,774.5円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>24Mb/sのもの</u>            1,720円            (税込価格 1,806円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>40Mb/s又は47Mb/sのもの</u>            1,730円            (税込価格 1,816.5円)         </td></tr> </table>	利用回線型サービスに係るもの	<u>1.5Mb/sのもの</u> 1,590円 (税込価格 1,669.5円)		<u>8Mb/sのもの</u> 1,640円 (税込価格 1,722円)		<u>12Mb/sのもの</u> 1,690円 (税込価格 1,774.5円)		<u>24Mb/sのもの</u> 1,720円 (税込価格 1,806円)		<u>40Mb/s又は47Mb/sのもの</u> 1,730円 (税込価格 1,816.5円)	<p>附 則（平成19年6月26日西企営第23号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p>
区分	料 金 額														
メニュー4に係るもの	<table border="1"> <tr> <td>利用回線型サービスに係るもの</td><td> <u>1.5Mb/sのもの</u>            1,590円            (税込価格 1,669.5円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>8Mb/sのもの</u>            1,640円            (税込価格 1,722円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>12Mb/sのもの</u>            1,690円            (税込価格 1,774.5円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>24Mb/sのもの</u>            1,720円            (税込価格 1,806円)         </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>40Mb/s又は47Mb/sのもの</u>            1,730円            (税込価格 1,816.5円)         </td></tr> </table>	利用回線型サービスに係るもの	<u>1.5Mb/sのもの</u> 1,590円 (税込価格 1,669.5円)		<u>8Mb/sのもの</u> 1,640円 (税込価格 1,722円)		<u>12Mb/sのもの</u> 1,690円 (税込価格 1,774.5円)		<u>24Mb/sのもの</u> 1,720円 (税込価格 1,806円)		<u>40Mb/s又は47Mb/sのもの</u> 1,730円 (税込価格 1,816.5円)				
利用回線型サービスに係るもの	<u>1.5Mb/sのもの</u> 1,590円 (税込価格 1,669.5円)														
	<u>8Mb/sのもの</u> 1,640円 (税込価格 1,722円)														
	<u>12Mb/sのもの</u> 1,690円 (税込価格 1,774.5円)														
	<u>24Mb/sのもの</u> 1,720円 (税込価格 1,806円)														
	<u>40Mb/s又は47Mb/sのもの</u> 1,730円 (税込価格 1,816.5円)														

新旧対照

旧	新
<u>機器利用料（基本料）</u>	<u>1 装置ごとに月額</u>
<u>料 金 種 別</u>	<u>料 金 額</u>
回線接続装置	
変復調装置（ADSL モデム）	0円
変復調機能・ルータ機能付 IP 電話対応装置（IP 電話対応 ADSL モデム内蔵ルータ）	0円
帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円
4 この附則の第2項の規定による利用料の適用を受けている期間においては、次の利用料金の減額及び割引は適用しません。	4 削除
(1) 料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄に規定する減額	
(2) 料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引	5 削除
(3) 西企営第124号（平成16年3月11日）の附則第2項の表の右欄に規定する減額	
5 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網契約に限り適用する割引であつて当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー4に係るIP 通信網契約の解除を行った後に、メニュー4に係るIP 通信網契約の申込みを平成19年7月1日から平成19年8月31日までの間に行つた場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、2の規定を適用しません。	
(注) 本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の2、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の3、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条若しくは第3条、西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2若しくは3、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条若しくは第4条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条若しくは第5条、西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第2条若しくは第6条、西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第3条若しくは第6条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条又は西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第2条の規定とします。	6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附 則（平成19年8月24日西企営第39号）	附 則（平成19年8月24日西企営第39号）
（実施期日）	（実施期日）
1 この改正規定は、平成19年9月1日から実施します。	1 この改正規定は、平成19年9月1日から実施します。
（経過措置）	（経過措置）
2 平成19年9月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを	2 削除

## 新旧対照

旧	新												
<p>承諾した場合であって、平成20年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p><u>利用料（基本料）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1 利用回線ごとに月額</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4に 係るもの</td> <td>利用回線型サー ビスに係るもの</td> <td>1.5Mb/s、8Mb/s、12 Mb/s、24Mb/s、40Mb/s 又は47Mb/sのもの</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		料金額	メニュー4に 係るもの	利用回線型サー ビスに係るもの	1.5Mb/s、8Mb/s、12 Mb/s、24Mb/s、40Mb/s 又は47Mb/sのもの	0円						
区分		料金額											
メニュー4に 係るもの	利用回線型サー ビスに係るもの	1.5Mb/s、8Mb/s、12 Mb/s、24Mb/s、40Mb/s 又は47Mb/sのもの	0円										
<p>3 前項の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前項に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p><u>機器利用料（基本料）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1 装置ごとに月額</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">料金種別</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回線接続装置</td> <td>変復調装置（ADSLモデム）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>帯域分離多重装置（スプリッタ）</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別		料金額	回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円		変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円		帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円	<p>3 削除</p>
料金種別		料金額											
回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円											
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円											
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円											
<p>4 この附則の第2項の規定による利用料の適用を受けている期間においては、次の利用料金の減額及び割引は適用しません。</p> <p>(1) 料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄に規定する減額</p> <p>(2) 料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引</p> <p>(3) 西企営第124号（平成16年3月11日）の附則第2項の表の右欄に規定する減額</p>	<p>4 削除</p>												
<p>5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であつて当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー4に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込みを平成19年9月1日から平成19年10月31日までの間に行つた場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、2の規定を適用しません。</p>	<p>5 削除</p>												

新旧対照

旧	新				
<p>(注) 本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の2、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の3、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条若しくは第3条、西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2若しくは3、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条若しくは第4条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条若しくは第5条、西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第2条若しくは第6条、西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第3条若しくは第6条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条、西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第2条又は西企営第23号（平成19年6月26日）の附則の2の規定とします。</p> <p>6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <hr/> <p>附 則（平成19年10月29日西企営第55号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 平成19年11月1日から平成20年3月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用回線型サービスに係るもの 1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、 40Mb/s又は47Mb/sのもの</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 この附則の2の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前項に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p>	区 分	料 金 額	利用回線型サービスに係るもの 1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、 40Mb/s又は47Mb/sのもの	0円	<p>6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <hr/> <p>附 則（平成19年10月29日西企営第55号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p>
区 分	料 金 額				
利用回線型サービスに係るもの 1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、 40Mb/s又は47Mb/sのもの	0円				

## 新旧対照

旧	新	
<u>機器利用料（基本料）</u>	<u>1装置ごとに月額</u>	
<u>料 金 種 別</u>	<u>料 金 額</u>	
回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム） 変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ） 帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円 0円 0円
4	この附則の2の規定による利用料の適用を受けている期間においては、次の利用料金の減額及び割引は適用しません。 (1) 料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄に規定する減額 (2) 料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引 (3) 西企営第124号（平成16年3月11日）の附則第2項の表の右欄に規定する減額	
5	当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であつて当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー4に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込みを平成19年11月1日から平成20年3月31日までの間に行つた場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、2の規定を適用しません。 (注) 本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の2、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の3、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条若しくは第3条、西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2若しくは3、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条若しくは第4条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条若しくは第5条、西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第2条若しくは第6条、西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第3条若しくは第6条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条、西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第2条、西企営第23号（平成19年6月26日）の附則の2又は西企営第39号（平成19年8月24日）の附則の2の規定とします。	
6 ～ 14	4 削除 5 削除 6 ～ 14	

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成20年3月28日西企営第110号）        (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。        (経過措置)</p> <p>第2条        ~ (略)</p> <p>第9条</p> <p>第10条 平成20年4月1日から平成21年5月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して1ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 平成20年4月1日から平成22年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成22年8月31日までに当社がIPV6通信機能又はセキュリティファイル供給先追加機能（区分がアのものであって、追加可能数が1のものから4のものに限ります。）の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</p> <p>5 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>附 則（平成20年12月10日西企営第136号）        (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。        (経過措置)</p> <p>2 平成21年1月1日から平成21年5月31日までの間に、メニュー4の利用回線型サービス（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）について、次の申込み又は請求があり、その申込み又は請求を当社が承諾した場合であって、平成21年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスを提供した又は利用できる状態とした場合は、その申込み又は請求に係る基本工事費及び交換機等工事費について、基本工事費の額から1,000円（税込価格 1,050円）を減額して適用することとし、その交換機等工事費は適用しないこととします。</p> <p>(1) 終端の場所が当社が別に定める区域内となる利用回線に係るIP通信網契約の申込み</p> <p>(2) 利用回線の移転によりその終端の場所が当社が別に定める区域内となるIP通信網契約者からの請求</p> <p>(3) 終端の場所が当社が別に定める区域内である利用回線に係るIP通信網契約者からの品目の変更の請求</p>	<p>附 則（平成20年3月28日西企営第110号）        (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。        (経過措置)</p> <p>第2条        ~ (略)</p> <p>第9条</p> <p>第10条 平成20年4月1日から平成21年5月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して1ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 平成20年4月1日から平成22年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成22年8月31日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能（区分がアのものであって、追加可能数が1のものから4のものに限ります。）の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。</p> <p>5 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>附 則（平成20年12月10日西企営第136号）        (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。        (経過措置)</p> <p>2 削除</p>

新旧対照

旧	新																						
<p>附 則 (平成22年1月29日西企営第137号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 平成22年1月31日までに料金表第1表第1類第1の1(9)欄に規定する長期継続利用の申出があったメニュー4又はメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのプラン1及びプラン2並びに1Gb/sの品目を除きます。）に係るIP通信網契約者について同欄のクの規定を適用する場合は、次表に定める額を同欄のクの表に定める額に代えて適用します。</p>	<p>附 則 (平成22年1月29日西企営第137号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 平成22年1月31日までに料金表第1表第1類第1の1(9)欄に規定する長期継続利用の申出があったメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのプラン1及びプラン2並びに1Gb/sの品目を除きます。）に係るIP通信網契約者について同欄のクの規定を適用する場合は、次表に定める額を同欄のクの表に定める額に代えて適用します。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">支払いを要する額</th> </tr> <tr> <th>右欄以外の場合</th> <th>残余の期間が1年未満である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4の利用回線型サービス、メニュー5-1の46Mb/sの品目又はメニュー5-2に係るもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー4の契約者回線型サービス又はメニュー5-1の100Mb/sの品目におけるプラン3、プラン4若しくはプラン5に係るもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払いを要する額		右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合	メニュー4の利用回線型サービス、メニュー5-1の46Mb/sの品目又はメニュー5-2に係るもの	(略)	(略)	メニュー4の契約者回線型サービス又はメニュー5-1の100Mb/sの品目におけるプラン3、プラン4若しくはプラン5に係るもの	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">支払いを要する額</th> </tr> <tr> <th>右欄以外の場合</th> <th>残余の期間が1年未満である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー5-1の46Mb/sの品目又はメニュー5-2に係るもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー5-1の100Mb/sの品目におけるプラン3、プラン4若しくはプラン5に係るもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払いを要する額		右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合	メニュー5-1の46Mb/sの品目又はメニュー5-2に係るもの	(略)	(略)	メニュー5-1の100Mb/sの品目におけるプラン3、プラン4若しくはプラン5に係るもの	(略)	(略)
区分		支払いを要する額																					
	右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合																					
メニュー4の利用回線型サービス、メニュー5-1の46Mb/sの品目又はメニュー5-2に係るもの	(略)	(略)																					
メニュー4の契約者回線型サービス又はメニュー5-1の100Mb/sの品目におけるプラン3、プラン4若しくはプラン5に係るもの	(略)	(略)																					
区分	支払いを要する額																						
	右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合																					
メニュー5-1の46Mb/sの品目又はメニュー5-2に係るもの	(略)	(略)																					
メニュー5-1の100Mb/sの品目におけるプラン3、プラン4若しくはプラン5に係るもの	(略)	(略)																					
<p>第3条 ～ (略)</p> <p>第10条</p>	<p>第3条 ～ (略)</p> <p>第10条</p>																						
<p>附 則 (平成22年5月31日西企営第27号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 平成22年6月1日から平成27年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成27年7月31日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能の提供を開始した場合、区分の変更を行った場合（区分がアのものに限ります。）又はセキュリティファイル供給先追加機能（区分がイのものに限ります。）に係る追加可能数の追加を行った場合は、その提供等に係る基本工事費及び交換機等工事費については適用しません。</p> <p>2 平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成22年9月30日までにIPv6通信機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については適用しません。</p>	<p>附 則 (平成22年5月31日西企営第27号) (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 平成22年6月1日から平成27年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成27年7月31日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能の提供を開始した場合、区分の変更を行った場合（区分がアのものに限ります。）又はセキュリティファイル供給先追加機能（区分がイのものに限ります。）に係る追加可能数の追加を行った場合は、その提供等に係る基本工事費及び交換機等工事費については適用しません。</p> <p>2 削除</p>																						

新旧対照

旧	新
(その他) 第5条 (略)	(その他) 第5条 (略)
附 則 (平成23年7月29日西企営第68号) (実施期日)	附 則 (平成23年7月29日西企営第68号) (実施期日)
第1条 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。 (経過措置)	第1条 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。 (経過措置)
第2条 平成23年8月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5－2の46Mb/sのものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5－1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5－2のカテゴリー2若しくはカテゴリー3のものへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成24年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その契約者回線の品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更の基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。	第2条 平成23年8月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5－2の46Mb/sのものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5－1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5－2のカテゴリー2若しくはカテゴリー3のものへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成24年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その契約者回線の品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更の基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。
第3条 <u>平成23年8月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5－2の46Mb/sのものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー4に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成24年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費については適用しません。</u>	第3条 削除
第4条 前2条の場合において、無線アクセス機能、同時通信可能着信先数追加機能、IP v6通信機能、通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。	第4条 前2条の場合において、無線アクセス機能、同時通信可能着信先数追加機能、通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。
2 (略)	2 (略)
第5条 (略)	第5条 (略)
第6条 (略)	第6条 (略)
附 則 (平成24年3月30日西企営第195号) (実施期日)	附 則 (平成24年3月30日西企営第195号) (実施期日)
1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。 (経過措置)	1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。 (経過措置)
2	2
～ (略)	～ (略)
4	4
5 この改正規定実施の際限に、学校限定割引の適用を受けているメニュー4又はメニュー5－1の100Mb/sのプラン2、プラン3、プラン4若しくはプラン5－1に係る契約者回線等について、学校限定割引を適用する期間は、次表のとおりとします。	5 この改正規定実施の際限に、学校限定割引の適用を受けているメニュー5－1の100Mb/sのプラン2、プラン3、プラン4又はプラン5－1に係る契約者回線等について、学校限定割引を適用する期間は、次表のとおりとします。

新旧対照

旧		新	
区分	期間	区分	期間
ア (略)	(略)	ア (略)	(略)
イ 平成24年4月1日において、学校 限定割引の適用を受けている契約者 回線等の終端の場所において、当社 がメニュー5-1の100Mb/sのプラン 4に係るIP通信網サービスの提 供を行うことが可能な場合（アに規 定する場合を除きます。）	(ア) メニュー4に係る契約者回線等に ついては、平成26年3月31日までの間 (イ) (略)	イ 平成24年4月1日において、学校限 定割引の適用を受けている契約者回 線等の終端の場所において、当社がメ ニュー5-1の100Mb/sのプラン4に 係るIP通信網サービスの提供を行 うことが可能な場合（アに規定する場 合を除きます。）	(ア) 削除 (イ) (略)
ウ (略)	(略)	ウ (略)	(略)

附 則（平成26年6月30日西企営第48号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

（サービスの終了）

第2条 (略)

（経過措置）

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払われなければならなかった電気通信サー  
ビスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第4条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は申込みがな  
されているメニュー4に係る継続利用経過期間に係る利用料金の適用及び長期継続利  
用申出に係る利用料金の適用に関する料金その他の提供条件については、なお従前の  
とおりとします。

第5条 この改正規定実施以降の日において、メニュー1又はメニュー5に係るIP通  
信網契約者によるIP通信網契約（メニュー5に係るIP通信網契約については、平  
成26年6月30日以前に、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄に規定する継続  
利用経過期間に係る利用料金の適用を受けている又は契約申込みがなされているもの  
に限ります。）の解除の通知と同時にメニュー4に係るIP通信網契約の申込みがあ  
った場合は、当社は、その提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、次表の  
左欄に規定する期間が経過した場合は、その料金月におけるそのIP通信網サービス  
に係る利用料金（2-4-1(1)に規定する基本料の部分に限るものとします。）につ  
いて、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

ただし、第6条に規定する利用料金の適用若しくは料金表別表3に規定する利用料  
金の割引の適用を受けている場合は、当社はこの条に規定する減額を適用しません。

品目若しくは細目	経過期間	利用料（基本料）の減額(月額)
メニュー4に係る もの	12か月を超える期間まで	利用料の額に0.05を乗じて得た額
	24か月を超える期間	利用料の額に0.1を乗じて得た額

附 則（平成26年6月30日西企営第48号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

（サービスの終了）

第2条 (略)

（経過措置）

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払われなければならなかった電気通信サー  
ビスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第4条 削除

第5条 削除

新旧対照

旧	新											
<p>2 前項の場合に、当社は、IP通信網契約の解除があったIP通信網サービスに係る起算日（メニュー1のものにあってはその提供を開始した日、メニュー5のものにあっては料金表第1表第1類第1の1（適用）の8欄に規定する継続利用経過期間に係るものとします。）を、新たに提供するメニュー4に係るIP通信網サービスに係る起算日とします。</p> <p>第6条 この改正規定実施以降の日において、メニュー5に係るIP通信網契約者によるIP通信網契約（平成26年6月30日以前に、料金表第1表第1類第1の1（適用）の9欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている又は申込みがなされているものに限ります。）の解除の通知と同時にメニュー4（料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込み及び次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この附則において「旧長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、当社は、その期間におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2-4-1(1)に規定する基本料の部分に限るものとします。）について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目若しくは細目</th><th>継続して利用する期間</th><th>利用料（基本料）の減額（月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4に係るもの</td><td>IP通信網契約の解除があったIP通信網サービスに係る長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで</td><td>利用料の額に0.1を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table>	品目若しくは細目	継続して利用する期間	利用料（基本料）の減額（月額）	メニュー4に係るもの	IP通信網契約の解除があったIP通信網サービスに係る長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	利用料の額に0.1を乗じて得た額	第6条 削除					
品目若しくは細目	継続して利用する期間	利用料（基本料）の減額（月額）										
メニュー4に係るもの	IP通信網契約の解除があったIP通信網サービスに係る長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	利用料の額に0.1を乗じて得た額										
<p>2 継続して利用する期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>3 当社は、旧長期継続利用に係るIP通信網契約の解除があった場合には、旧長期継続利用を廃止します。</p> <p>4 IP通信網契約者は、継続して利用する期間の満了前に旧長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">支払いを要する額</th></tr> <tr> <th>右欄以外の場合</th><th>残余の期間が1年未満である場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー4の利用回線型サービス</td><td>7,000円 (税込価格 7,700円)</td><td>3,500円 (税込価格 3,850円)</td></tr> <tr> <td>メニュー4の契約者回線型サービス</td><td>10,000円 (税込価格 11,000円)</td><td>5,000円 (税込価格 5,500円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	支払いを要する額		右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合	メニュー4の利用回線型サービス	7,000円 (税込価格 7,700円)	3,500円 (税込価格 3,850円)	メニュー4の契約者回線型サービス	10,000円 (税込価格 11,000円)	5,000円 (税込価格 5,500円)	
区分		支払いを要する額										
	右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合										
メニュー4の利用回線型サービス	7,000円 (税込価格 7,700円)	3,500円 (税込価格 3,850円)										
メニュー4の契約者回線型サービス	10,000円 (税込価格 11,000円)	5,000円 (税込価格 5,500円)										

新旧対照

旧	新
<p>第7条 当社は、メニュー4に係るIP通信網契約者によるIP通信網契約（平成26年6月30日以前に、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている又は申込みがなされているものに限ります。）の解除の通知と同時にメニュー5に係るIP通信網契約の申込み及び料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用の申出があった場合は、IP通信網契約の解除があったメニュー4に係るIP通信網サービスの長期継続利用期間の起算日を、新たに提供するメニュー5に係るIP通信網サービスの長期継続利用期間の起算日とします。</p> <p>附 則（令和元年7月22日西企営第86号）        (実施期日)        第1条 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。        (経過措置)        第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。        (その他)        第3条        ~ (略)        第13条        第14条 <u>西企営第25号（平成26年6月30日）の附則第6条第4項に規定する表を次表に改めます。</u></p>	<p>第7条 当社は、メニュー4に係るIP通信網契約者によるIP通信網契約（平成26年6月30日以前に、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている又は申込みがなされているものに限ります。）の解除の通知と同時にメニュー5に係るIP通信網契約の申込み及び料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用の申出があった場合は、IP通信網契約の解除があったメニュー4に係るIP通信網サービスの長期継続利用期間の起算日を、新たに提供するメニュー5に係るIP通信網サービスの長期継続利用期間の起算日とします。</p> <p>附 則（令和元年7月22日西企営第86号）        (実施期日)        第1条 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。        (経過措置)        第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。        (その他)        第3条        ~ (略)        第13条        第14条 削除</p>
<p>第15条        ~ (略)        第18条</p>	<p>第15条        ~ (略)        第18条</p>

## 新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和5年7月27日企営第155500000086号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和5年8月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施前に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態（DSL方式に起因する事象であつて、契約者回線等の終端に接続される変復調装置（以下「DSLモデム」といいます。）とそのDSLモデムと対向して収容IP通信網サービス取扱所に設置される変復調装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。）となつた場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であつて、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除が行われたときは、リンク未確立状態の期間に係る利用料金、契約料及び工事費は適用しません。 (サービスの終了)</p> <p>4 当社は、この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているメニュー4について、そのメニュー4に係る利用回線又は契約者回線の終端の場所が令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域となつたものを除き、令和8年1月31日にサービスを終了することとします。 (その他)</p> <p>5 西企営第132号（令和5年1月27日）の附則第4項を「4 削除」に改めます。</p>	<p>附 則（令和5年7月27日企営第155500000086号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和5年8月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>(サービスの終了)</p> <p>4 当社は、この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているメニュー4について、そのメニュー4に係る利用回線又は契約者回線の終端の場所が令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域となつたものを除き、令和8年1月31日にサービスを終了することとします。 (その他)</p> <p>5 西企営第132号（令和5年1月27日）の附則第4項を「4 削除」に改めます。</p>
<p>附 則（令和5年12月26日企営第155500000213号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和6年1月2日から実施します。 (優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は電話サービス契約約款及び総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いの終了に伴い、改正前の規定により適用している優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を終了することとします。 (経過措置)</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引が適用されているメニュー1及びメニュー4に係る利用料金については、附則第2項に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了後、当分の間、次に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引に</p>	<p>附 則（令和5年12月26日企営第155500000213号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和6年1月2日から実施します。 (優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は電話サービス契約約款及び総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いの終了に伴い、改正前の規定により適用している優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を終了することとします。 (経過措置)</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引が適用されているメニュー1に係る利用料金については、附則第2項に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了後、当分の間、次に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引に相当する割引を適</p>

新旧対照

旧	新														
<p>相当する割引を適用します。</p> <p>(1) 適用</p> <p>この割引の適用を受けるIP通信網契約について、次の場合は、この割引の適用を廃止します。この場合において、契約の解除等があった日を含む料金月の末日までこの割引を適用します。</p> <p>ア IP通信網契約の解除があったとき。</p> <p>イ メニュー4の契約者回線型サービスのものについて、電話サービス契約約款に規定する加入電話契約と同一の契約者及び同一の請求書により料金の請求を行うものでなくなったとき。</p> <p>ウ 料金表第1表第1類第1の1（適用）(3)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるとき。</p> <p>(2) 割引額</p> <p style="text-align: center;">1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割引対象メニュー</th><th>割引額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>メニュー1</td><td>料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-1-1に規定する利用料金の額に0.1を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>メニュー4</td><td>同表第1類第1の2（料金額）2-4-1に規定する利用料の額に0.1を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table>	割引対象メニュー	割引額	—		メニュー1	料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-1-1に規定する利用料金の額に0.1を乗じて得た額	メニュー4	同表第1類第1の2（料金額）2-4-1に規定する利用料の額に0.1を乗じて得た額	<p>用します。</p> <p>(1) 適用</p> <p>この割引の適用を受けるIP通信網契約について、次の場合は、この割引の適用を廃止します。この場合において、契約の解除等があった日を含む料金月の末日までこの割引を適用します。</p> <p>ア IP通信網契約の解除があったとき。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ 料金表第1表第1類第1の1（適用）(3)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるとき。</p> <p>(2) 割引額</p> <p style="text-align: center;">1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割引対象メニュー</th><th>割引額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>メニュー1</td><td>料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-1-1に規定する利用料金の額に0.1を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table>	割引対象メニュー	割引額	—		メニュー1	料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-1-1に規定する利用料金の額に0.1を乗じて得た額
割引対象メニュー	割引額														
—															
メニュー1	料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-1-1に規定する利用料金の額に0.1を乗じて得た額														
メニュー4	同表第1類第1の2（料金額）2-4-1に規定する利用料の額に0.1を乗じて得た額														
割引対象メニュー	割引額														
—															
メニュー1	料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-1-1に規定する利用料金の額に0.1を乗じて得た額														
<p>(注1) 割引の対象となる利用料金について、料金表通則に規定する料金の計算方法等及び端数処理の適用を受ける場合は、その適用を受けた後の額とします。</p> <p>(注2) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>	<p>(注1) 割引の対象となる利用料金について、料金表通則に規定する料金の計算方法等及び端数処理の適用を受ける場合は、その適用を受けた後の額とします。</p> <p>(注2) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>														

新旧対照

旧				新																					
基本的な技術的事項				基本的な技術的事項																					
1 (略) 2 (略) 3 メニュー4 (1) 当社が回線接続装置を設置する場合 ア 当社が変復調装置（DSL モデム）を提供する場合				1 (略) 2 (略) 3 削除																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th rowspan="2">インターフェース種別</th> <th rowspan="2">物理的条件</th> <th colspan="2">電気的条件</th> </tr> <tr> <th>送出電圧</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5Mb/s及び8Mb/sのもの</td> <td>10BASE-T</td> <td>8端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)</td> <td>6.2V (P-P値) 以下</td> <td>・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠</td> </tr> <tr> <td>12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s及び47Mb/sのもの</td> <td>100BASE-TX</td> <td>8端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)</td> <td>2.1V (P-P値) 以下</td> <td>・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3u 準拠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10BASE-T</td> <td>8端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)</td> <td>6.2V (P-P値) 以下</td> <td>・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠</td> </tr> </tbody> </table>				品目	インターフェース種別	物理的条件	電気的条件		送出電圧	その他	1.5Mb/s及び8Mb/sのもの	10BASE-T	8端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	6.2V (P-P値) 以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠	12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s及び47Mb/sのもの	100BASE-TX	8端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	2.1V (P-P値) 以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3u 準拠		10BASE-T	8端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	6.2V (P-P値) 以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠
品目	インターフェース種別	物理的条件	電気的条件																						
			送出電圧	その他																					
1.5Mb/s及び8Mb/sのもの	10BASE-T	8端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	6.2V (P-P値) 以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠																					
12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s及び47Mb/sのもの	100BASE-TX	8端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	2.1V (P-P値) 以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3u 準拠																					
	10BASE-T	8端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	6.2V (P-P値) 以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠																					
イ 当社が帯域分離多重装置（スプリッタ）のみを提供する場合																									
接続口		物理的条件																							
変復調装置（DSL モデム）接続口		6端子コネクタ（昭和60年郵政省令告示第399号）																							
アナログ端末接続口																									
(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合 当社が回線接続装置を提供しない場合の物理的条件は、2線式インターフェースとします。																									
4 ～ 6				4 ～ 6																					
				(略)																					

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和8年1月29日企営第15550000844号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和8年2月1日から実施します。 (サービスの終了)</p> <p>2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー4（フレッツ・ADSL）及びIPv6通信機能（フレッツ・v6アプリ）を終了することとします。 (経過措置)</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>4 改正前のこの約款の附則中、この附則第2項の規定により終了するサービス等に関する各規定を削除します。</p>